

別記

賃額表

- 一 部方下請員制度ノ廢止——會社直接請取メハ會社共ニ係トスルコト
- 一 臨時雇傭制度ノ廢止——(通商以上)(前後シ道ニテ)會社ニ勤務
ル者ハ普通職工トスルコト
- 一 現實收賃銀ノ三割増給ノコト
- 一 稼業ハ一時閑ニ就キ時給ノ五割増ノコト
- 一 午後九時以後ノ稼業ハ時給ノ十割増ノコト
- 一 公傷病ハ日給ノ全額ヲ支給スルコト
- 一 私傷病ハ半月以上ノ欠勤者ニ日給ノ半額ヲ支給スルコト
- 一 送務室 浴場 食堂 麻衣場ノ設立
- 一 出張手当(旅費共)支給方ノ改正及増額
- 一 扶助規定ノ制定及其公表